

計画の推進

1 計画の推進体制

(1) 障がいのある人の自立と連携

障がいのある人が、地域の中で自立した生活ができるように、障害福祉サービスを充実させるとともに、障がいのある人同士、障がい者団体、地域との交流及び連携を促進します。

(2) 市の役割

本計画を効果的、総合的に進めていくため、保健、医療、福祉分野をはじめ、人権、産業・就労、教育、交通・住宅等関係各課との連携の強化を図り、組織横断的な支援体制を構築していきます。

また、障害福祉サービスを円滑に実施するため、様々な広報媒体を通して市民への広報・情報提供の推進に努めます。

(3) 地域社会の役割

障がいのあるなしにかかわらず、地域に暮らす人誰もが、ともに生きるまちづくりを目指して、自立した個人としてそれぞれの地域で、安心して充実した生活を送ることができるような地域社会を構築します。

(4) 市民の役割

市民一人ひとりが、障がいや障がいのある人に対する理解を深め、互いに人格と個性を認め合い、尊重し支え合う社会の実現を目指します。

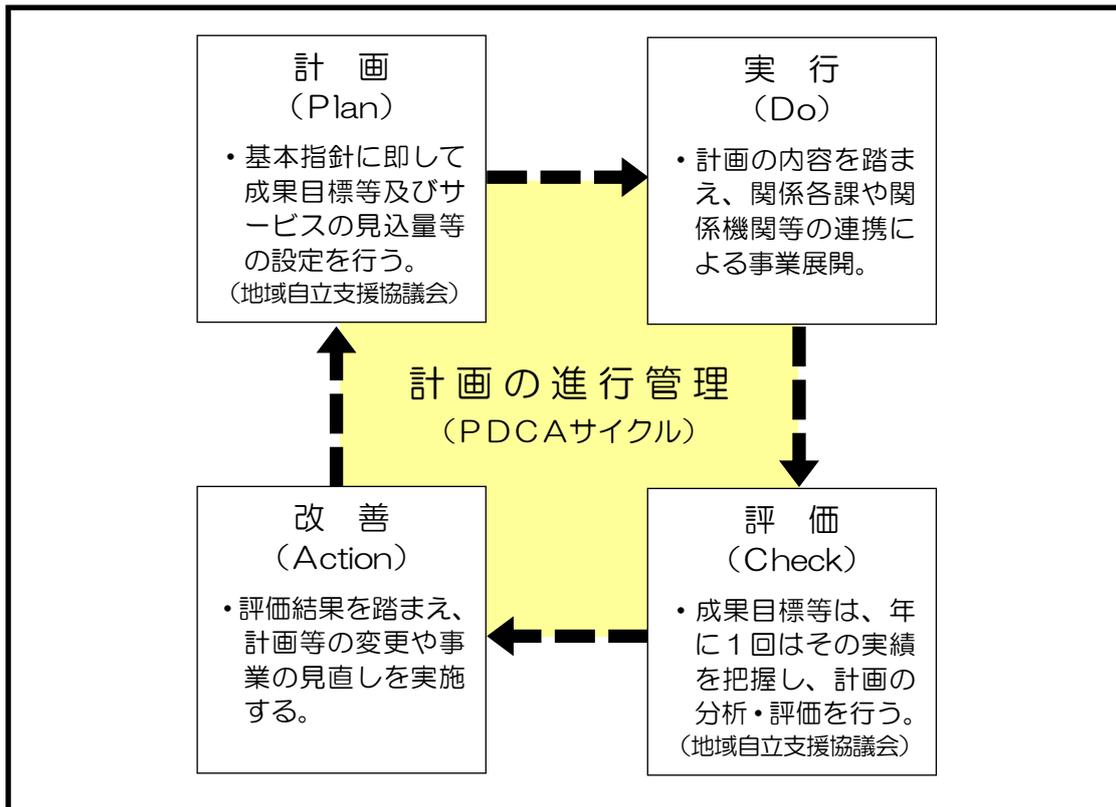
(5) 関係団体の役割

障がい者団体や特定非営利活動法人、サービス事業者等の関係団体は、市や社会福祉協議会等関係機関と連携し、本人や家族の代弁者として、あるいは地域福祉の担い手として、地域における福祉の向上に努めるとともに、ともに生きるまちづくりを推進します。

2 計画の評価・見直し（PDCAサイクル）

障害者計画及び障害福祉計画・障害児福祉計画の適正な推進を図るには、進捗状況等について適宜確認し、取組を評価・見直ししていくことが必要です。

本市では、障害福祉計画の進捗状況については設定した成果目標等をもとに、高萩市地域自立支援協議会において進捗状況を報告し評価を行うこととし、評価結果はPDCAサイクルに従って、改善、計画の見直しを経て、新たな取組の実施へと展開します。



資料編

1 高萩市自立支援協議会 設置要綱

制定 平成 19 年 1 月 30 日

改正 平成 22 年 4 月 1 日

(設置)

第 1 条 障害者及び障害児がその有する能力及び適正に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議の場として、高萩市地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所管事項)

第 2 条 協議会は、次の事項について協議する。

- (1) 一般就労に関すること。
- (2) 困難事例への対応のあり方に関すること。
- (3) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に関すること。
- (4) 地域の社会資源の開発、改善に関すること。
- (5) 高萩市障害者福祉計画及び高萩市障害福祉計画の策定、具体化等に関すること。
- (6) その他障害福祉行政の推進に関すること。

(委員)

第 3 条 協議会の委員は、20 名以内とし、相談支援事業者、障害福祉サービス事業者、保健・医療機関、教育・雇用関係機関、企業、障害者団体等をもって構成する。

- 2 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 4 条 協議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 協議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、学識経験のある者その他関係者の出席を求め意見を聴くことができる。

(事務局)

第 6 条 協議会の事務局は、高萩市健康福祉部社会福祉課に置く。

(その他)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、運営に関し必要な事項は協議会に諮って会長が定める。

附 則

この要綱は、平成 19 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

2 第3期障害者計画、第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画策定委員名簿 (高萩市地域自立支援協議会委員名簿)

区 分	氏 名	所 属 団 体 等
福祉サービス 事業者	◎豊田 守	(福)親交会 障害者支援施設リバティ若栗 施設長
	松下 博	(福)愛正会 障害者支援施設愛正園 施設長
	小林 正次郎	特定非営利活動法人高萩めだかの会 理事長
	皆川 礼子	キューブ在宅ケアセンター 相談支援員
保健・医療 機関	佐藤 綾子	高萩それいゆ病院 看護部長
	石川 尚美	茨城県日立保健所 保健指導課長
教育・雇用 関係機関	小松崎 宗伯	高萩公共職業安定所所長
	小室 貢	茨城県立北茨城特別支援学校校長
企業	○渡辺 光史	(株)常磐谷沢製作所 管理部部長
障害者団体等	長谷川 賢次	高萩市視覚障害者福祉協議会会長
	爲永 美紀	高萩市手をつなぐ育成会副会長
	三國 省治	高萩市民生委員・児童委員協議会会長
	水野 浩一	(福)高萩市社会福祉協議会 事務局長

※◎会長 ○副会長

3 計画策定の主な経過

年月日	内 容
令和2年6月29日～ 7月20日	◇アンケートの実施 ・障がいのある人：1,322人 ・一般市民：1,000人
9月28日	◇令和2年度 第1回高萩市自立支援協議会（資料送付※） ・地域自立支援協議会委員名簿 ・地域自立支援協議会設置要綱 ・第3期障害者計画・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画について ・高萩市の障がいのある人を取り巻く状況・第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画の取組状況 ・アンケート調査の概要 ※新型コロナウイルス感染防止のために、会議は開催せず、各委員に資料を送付し、内容を確認・意見を提出いただく形で実施した。
11月24日	◇令和2年度 第2回高萩市自立支援協議会 ・第3期障害者計画の計画骨子案について ・第6期高萩市障害福祉計画・第2期高萩市障害児福祉計画の目標数値案について ・高萩市における障がいのある人の雇用状況
令和3年1月27日	◇令和2年度 第3回高萩市自立支援協議会（資料送付※） ・第3期障害者計画・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画（素案） ※新型コロナウイルス感染防止のために、会議は開催せず、各委員に資料を送付し、内容を確認・意見を提出いただく形で実施した。
2月5日～ 2月22日	◇パブリックコメント実施
2月24日	◇パブリックコメント結果報告 ※新型コロナウイルス感染防止のために、会議は開催せず、各委員に文書にて報告した。

高 萩 市

第3期 障害者計画 第6期 障害福祉計画 第2期 障害児福祉計画

令和3年3月

発 行：高 萩 市

編 集：健康福祉部福祉事務所社会福祉課

T E L：0293-23-7030

ホームページ <https://www.city.takahagi.ibaraki.jp/>

